

議長（高木将君） 日程第1，一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

1 番木村郁郎君の発言を許します。

〔1番 木村郁郎君登壇〕

1番（木村郁郎君） おはようございます。1番木村郁郎でございます。議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

初めに、自己責任、自己決定、自己負担が原則の契約社会において、認知症高齢者の方々を消費者被害から守り、安心して暮らせる常陸太田市にするためには、どのようにすればいいのか。高齢者等の権利擁護に関する1項目めとして、成年後見制度の活用についてお伺いいたします。

認知症高齢者、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話をするために介護サービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことを行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭うおそれがあります。このような成年者の方々を保護し支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度は、私的事項、あるいは認知的事項にかかわることであり、本来的には自治体は関与しないはずであります。制度改正がなされた現在では、認知症高齢者、知的・精神障害者の方々の福祉の増進を図るため必要があると認めるときには、市町村長に後見開始の審判申し立て権が付与されております。また、介護保険事業におけるサービス給付を選択する本人の判断能力が不十分なとき、この制度の利用が必要となってくるのであります。つまり、成年後見制度の活用を図ることは、高齢社会への対応と福祉の充実を図る上で、市の施策と関連性があると考えます。

そこでお伺いいたします。成年後見制度の存在及び市長に後見申し立て権が付与されたことの周知を今までにどのようになされてきたのかをお伺いいたします。そして、本市において、この制度を利用された方はいらっしゃるのでしょうか。あわせてお伺いいたします。

2項目めとして、社会福祉協議会が行っている地域福祉権利擁護事業についてお伺いいたします。

常陸太田市高齢者保健福祉計画、常陸太田市障害者計画の権利擁護の推進の項目においては、ともに社会福祉協議会と連携し、地域福祉権利擁護事業を推進しますと記されておりますが、市の福祉の窓口と社会福祉協議会との連携はどのように図られているのか、現状についてお伺いいたします。

次に、3項目めとして、高齢者の権利擁護のために、地域包括支援センターの果たすべき役割についてお伺いいたします。

地域高齢者の心身の健康の保持、保健、医療、福祉の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的、継続的に行う機関として設置されているわけですが、悪徳商法などの消費者被害や1項目めに質問させていただきました成年後見制度の利用支援など権利擁護事業も行われてお

ります。この権利擁護事業は主に社会福祉士の方の専門分野になるかと思いますが、社会福祉士の専門性を生かし役割が十分に果たされているのか、市として現状をどのように認識されているのかについて、お伺いいたします。

以上、高齢者等の権利擁護についてお伺いいたしました。住民の福祉の増進を実現するため、地域包括支援センターの権利擁護業務で求められているのは、一人暮らしの認知症高齢者の方々をはじめ、みずからは声を大きくして支援の必要性を叫べない方々を支え、権利を守ることにあります。これから、ますます進行するであろう高齢社会における地域の仕組みづくりとして、成年後見制度と権利擁護の重要性を理解し充実を図ることは、当市においても必要であると考え、本件を質問させていただきました。

次に、生涯学習の充実についてお伺いいたします。

生涯学習は、従来型の社会教育の枠組みではとらえきれないほど幅広い展開を見せており、生きがいづくりを目標とした旧来の生涯学習と、まちづくりへの学習、協働の視点をも視野に入れた新しい生涯学習とがともに必要となってきました。そこで、当市の目指す生涯学習を実現するための具体的推進策についてお伺いいたします。

今までにも生涯学習の機会の提供など、インプットに関する支援はなされてきております。しかし、学習成果の活用、つまりアウトプットに関する支援については、さらに検討を重ねていただきたいと考えております。市内各学習施設で講座を受講されている方々、作品を出展、展示されている方々が抱かれている日ごろの学習成果を生かしたい、社会貢献をしたいという市民ニーズに対する情報提供と相談体制についてお伺いいたします。あわせて、学習成果をまちづくりや地域の課題解決に生かすための事業の取り組み状況についてもお聞かせください。

以上で私の1回目の質問を終わります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

議長（高木将君） 答弁を求めます。福祉事務所長。

〔福祉事務所長 深澤菊一君登壇〕

福祉事務所長（深澤菊一君） 高齢者等の権利擁護についての質問にお答えいたします。

1点目の成年後見制度の活用についての中で、成年後見制度の存在及び認知症の高齢者等の支援を図るために市長への後見申し立て権が付与されていることについての市民への周知についてですが、法務省作成の資料、パンフレット等を活用し、市福祉担当窓口、社会福祉協議会、また、地域包括支援センター等で関係機関と連携をして周知を図ってきております。また、あわせて相談業務も行ってきております。

制度利用についてでございますが、当市における制度利用者については現在までおりません。今後も国の関係機関、それから社会福祉協議会、地域包括支援センターなどを通して、制度周知の一層の啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域福祉権利擁護事業の現状と課題につきましてお答えいたします。

この事業につきましては、社会福祉協議会が主体となり、高齢者等への福祉、各種サービスの手続や契約、また、預貯金の出し入れ、生活に必要な利用料等の支払い手続や年金・通帳等の管理を行うものでございます。現在の利用者につきましては16人でございますが、個々人が必要

とする支援についての相談等について情報提供をさらに行うなど、市・社会福祉協議会との連携をさらに図ってまいりたいと考えてございます。

次に、地域包括支援センターの果たすべき役割についてお答えいたします。

地域包括支援センターにつきましては、高齢者の介護予防や健康保持、介護福祉の福祉に対する相談、また、権利擁護事業等のために必要な援助、支援を包括的に行う機関として設置され、介護サービス等の支援だけでは解決できない高齢者に対し、地域において安心して生活が送れるよう成年後見制度の利用や施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、消費者被害の防止に関する制度等を活用し、高齢者の生活維持を図ることを担ってございます。

具体的には、高齢者宅へ訪問することによって、本人や家族の実態把握、情報確認、福祉関連部署や関連機関との連携支援、また、地域福祉権利擁護関連事業への活用、成年後見制度に係る相談などを行っており、高齢者に対する介護サービスを中核とした多様な支援が継続的かつ包括的に提供されることが必要であることから、今後も地域包括支援センターの果たすべき役割は重要なものと考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 生涯学習の充実について、2点のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の生涯学習に関する情報提供と相談体制でございますが、生涯学習に関する情報の提供につきましては、生涯学習情報誌「フォonz」と生涯学習センターのホームページにより実施をしているところでございます。そのほか、市のお知らせ版への掲載や地区限定のものにつきましては案内チラシ等を作成するなどして情報の提供をしております。また、県など他の機関の生涯学習情報につきましても、生涯学習センターのほか、人の集まる公民館等に情報誌等を配布して情報の提供に努めております。

次に、生涯学習の相談体制でございますが、現在、生涯学習についての相談や指導者に関する情報の問い合わせは年に十数件ございますが、各機関や団体と連絡を取り合い、人ネットワークにより情報を収集して相談に応じております。

今後、地域の人材、市民の力を活用する視点からも、関係機関等と連携を密にさらなる情報の収集、整備に努めまして、生涯学習の充実を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の生涯学習成果をまちづくりや地域の課題解決に生かすための仕組みについてでございますが、生涯学習推進事業として、地域人材や地域資源を活用し、さまざまな形態により、市民ニーズにこたえながら、講座や教室開催、市民サークル活動の支援、子ども体験活動推進事業などを実施しておりますが、生涯学習はまちづくりに直接結びつき、市民協働を支える重要かつ広範囲な分野であるため、人材資源の積極的な活用方法を検討するとともに、新たな人材発掘と育成の支援が求められております。そのため、市民ニーズや社会背景などを考慮し、各生涯学習センターにおける講座内容や講師人材の充実を図るとともに、専門的な分野の学習機会を提供するため、昨年度は市民のアンケート調査等を参考に、有識者の方々のご意見をいただ

き、講座内容等の見直しを行いました。その結果、生涯学習センター金砂郷・水府・里美の各学習センターで開催される講座数は、10講座ふえて25の講座となり、新たなものといたしましては、健康講座、地球市民講座、地球温暖化講座、楽しく覚えよう手話講座、文学講座、美術講座等が開設されました。また、エコミュージアム体験活動も4講座ふえております。

なお、公民館につきましても、人づくり、まちづくりを目的とした役割が期待されております。そういう面から、平成19年度は公民館活動に携わる職員の意識改革を行ってまいりましたが、今年度につきましては、常陸太田市公民館連絡協議会の中で協議し、公民館活動指針を定め、公民館活動の活性化に向けて強く働きかけてまいります。

さらに、今年度は社会教育委員会議において、まちづくりに生かすことのできる人材育成、仕組み等についての検討、提言をいただくことといたしました。生涯学習は本市のまちづくりに直接結びつく重要なものでございます。生涯学習者が地域の担い手となるよう、今後とも関係課と連携をとり進めてまいりたいと思っております。

議長（高木将君） 1番木村郁郎君。

〔1番 木村郁郎君登壇〕

1番（木村郁郎君） ご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

高齢者等の権利擁護の現状と自治体の果たすべき役割についての理解を深めることができました。私は、今回の質問を通じまして、これからの自治体の役割とは、消費者被害に遭いやすく、みずから成年後見制度を活用することが困難な独居の高齢者等を介護支援専門員の方から情報を的確に収集し、権利擁護者となるべき成年後見人につなぐことであるという認識を深めたところでございます。引き続き、高齢社会における地域の仕組みづくりについて努めていただきたいというふうに考えております。

2項目めの生涯学習の充実に向けての具体的推進策についてお示しいただきました。さまざまな市民ニーズに対する情報提供と相談体制の充実が図られることによって、まちづくりや地域の課題解決に結びつくものと私も願っております。

そこで、最後になりますが、教育委員会の事務局に置かれるべき専門的教育職員、社会教育主事の役割について確認させていただきます。

社会教育主事の職務とは、社会教育を行う者に専門的、技術的な助言と指導を与えることとなります。つまり、本日質問させていただきました生涯学習の充実のため、専門的な立場から事業に対する指導・助言・企画・立案及び実施に当たる役割であり、本市の目指す生涯学習を実現するためには必要な職務と考えますが、教育長のご見解をお伺いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高木将君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 再度のご質問にお答えをいたします。

社会教育主事の役割につきましては、議員ご発言のとおり、生涯学習の充実のための助言をする大変大切な役目でございます。平成19年度までは県からの派遣社会教育主事がおりましたけ

れども，3月で派遣期間が終了いたしました。現在，生涯学習センターに市の職員で社会教育主事の資格を持った者が1名配置をされております。これまでありました県の生涯学習の社会教育主事の派遣制度がなくなりましたので，これからは自前で養成していくことになると考えております。

早速，今年度7月から茨城大学で実施されます社会教育主事講習に1名の職員が参加することになっております。